

要配慮者の事前防災対応等

○ 6月14日（金） 県社会福祉審議会

- ・ 要配慮者の事前防災対応等について、今後開催される各分野の会議等において、意見交換をお願いすることを説明

● 7月10日（水） 県防災会議専門部会

⇒ 県版ガイドライン基本方針（案）（提示）

（構成員）

- ・ 一般社団法人静岡県医師会会長
- ・ 公益社団法人静岡県病院協会災害医療部会長
- ・ 静岡県社会福祉法人経営者協議会理事
- ・ 学識者
- ・ ライフライン事業者 等

9月～10月頃 意見交換

- 御意見を伺いたい事項について、県健康福祉部及び県危機管理部とで現状課題等を整理し決定

○（想定）障害者分野、高齢者分野、子ども分野、医療分野の会議

- ・ 県で整理した現状課題等について、意見交換

※各分野（障害者等）の会議において、意見交換したい主な事項

- ・ 事前避難による環境変化に伴う健康への悪影響を回避するための方法（特に、在宅で介護・治療中の要配慮者）
- ・ 入院患者、入所者の安全な施設等への事前避難の可能性 など

- 伺った内容を県において整理し、県版ガイドライン（案）をとりまとめ

※とりまとめた県版ガイドライン（案）についても、随時、意見交換

● 3月 県防災会議専門部会

⇒ 県版ガイドライン（案）提示

（今年度内）

● 県版ガイドライン公表

南海トラフ地震事前防災対応について

【国ガイドライン(H31.3策定)の考え方】

- 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒):南海トラフの西側で大規模な地震が発生し、本県を含む東側でも地震が発生する可能性がある
- ・地震が発生してからでは、津波避難タワー等への避難が間に合わない可能性のある地域の住民や要配慮者は、事前避難
 - ・その他の者は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げながら、通常生活を継続

【県版ガイドライン】

県は、国ガイドラインの考え方を基に、本県の防災先進性や地域特性を考慮した県版ガイドラインを策定する。

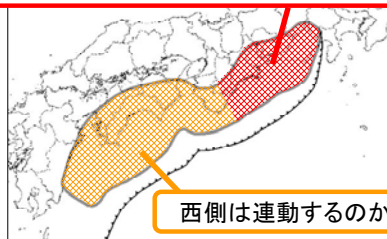
<事前避難が必要となる南海トラフ沿いの異常な現象>

半割れ(大規模地震 **M8.0 以上**)/被害甚大ケース

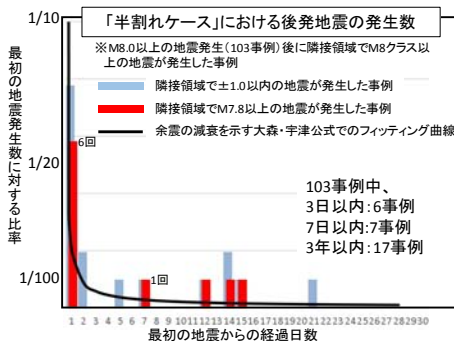
<評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?



7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度(7事例/103事例)
通常の100倍程度の確率

※通常「30年以内に70~80%」の確率を7日以内に換算すると千回に1回程度

<半割れケースにおいて事前避難が必要となる住民>

- 地震が発生してからでは、津波避難タワー等への避難が間に合わない地域の住民(健常者を含む)

- 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者)(要配慮者例)
 - ・高齢者(65歳以上)
 - ・障害者(人数規模多い)
 - 身体障害者
 - 重症心身障害者
 - ・乳幼児(0~5歳)

⇒県内総数:約140万人
(内、施設等入所者数:約11万人)

県版ガイドラインへ反映

各分野(高齢者、障害者、乳児等)との意見交換

- ・事前避難による環境変化に伴う健康への悪影響を回避するための方法(特に、在宅で介護・治療中の要配慮者)
 - ・入院患者・入所者の安全な施設等への事前避難の可能性
- 等